

岩手県野球協会審判技術委員会規程 内規

- 1 審判員資格審査は、次の3段階に分け昇格審査を行う。審査は実技及び筆記試験とし、出題については、その内容を審判技術委員会で決定する。
 - (1) 認定1級審判員昇格審査（1級審判員を対象とする。）
 - (2) 1級審判員昇格審査（2級審判員を対象とする。）
 - (3) 2級審判員昇格審査（3級審判員を対象とする。）
- 2 審判員昇格審査会は、次のとおりとし、毎年度秋季に実施する。
 - (1) 認定1級審判員昇格審査
受験資格は、原則として1級審判員であって、その年の審判技術研修会又はブロック審判講習会（第11項に規定する研修会又は講習会をいう。以下「審判技術研修会等」という。）を受講した者で、各郡市野球協会長（以下「各協会長」という。）の推薦を受けた者
 - (2) 1級審判員昇格審査
受験資格は、原則として2級審判員であって、その年の審判技術研修会等を受講した者で、各協会長の推薦を受けた者
 - (3) 2級審判員昇格審査
受験資格は、原則として3級審判員であって、3級審判員として相当の審判経験と審判技術研修会等を3回以上受講（1年に2回以上受講したときの取り扱いは、1回の受講とみなす。）した者で、各協会長の推薦を受けた者
 - (4) 昇格審査内容
実技及び筆記試験の実施以外の内容については、別に定める。
- 3 審判指導員の推薦は、原則として認定1級審判員であって、認定1級審判員昇格後3年以上経過した者で、全国の審判技術研修会（全軟連、野球連盟を問わず）を修了した者を対象に委員会で推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 4 東北審判技術研修会受講者の取り扱いは、東北審判技術研修会（全軟連、野球連盟を問わず）を3回受講した者は、1階級昇格できる。
- 5 審判員は、毎年度ごとに岩手県野球協会に登録しなければならない。新規登録審判員には、公認証、バッジ、ワッペン及び競技者必携（発行時に）を交付する。1級審判員以上の審判員には認定証を交付する。
- 6 審判員登録料は、次のとおりとする
新規登録 7,500円、更新登録 5,500円、再登録 6,500円とする。名誉審判技術指導員、名誉指導員及び名誉審判員の登録料は免除する。ただし、現に審判に携わることがある場合は、この限りではない。
- 7 本人の都合で登録を抹消するとき又は転勤等で所属協会を変更するときは、別途定め

る、抹消届、転出・転入届は所属協会長を経て、会長に提出し、承認を得なければならない。

- 8 審判員は、岩手県野球協会、岩手県野球連盟及び所属協会に協力しなければならない。特別な事情なく1年以上事業協力なき場合は、理事会の承認を得て、登録を抹消することもあり得る。
- 9 審判員は、(公)全国軟式野球連盟、(公)日本野球連盟取り決め事項及び東北軟式野球連盟、岩手県野球協会、岩手県野球連盟規程に違反又は体面等を汚す行為をしたときは、理事会の承認を得て、登録抹消のほか、処分もあり得る。
- 10 名誉指導員は、規程第5条第2号以外に審判員の指導として永年にわたり所属協会に貢献し、65歳以上であって高齢その他で現役を引退した者で、委員会の審議により理事会で承認を得て、会長が委嘱する。
- 11 審判技術中央研修会及びブロック審判講習会
 - (1) 審判技術研修会は、次により開催する。
 - ア 講師は、審判技術委員会で協議決定する。
 - イ 補助講師は、審判技術指導員が行う。
 - ウ 開催時期は毎年度4月とし、開催場所は審判技術委員会で協議決定する。
 - エ 参加者は、審判指導員及び各協会において、これに準ずる者2名とする。ただし、同年度県大会開催の主管協会においては、3名とする。
 - (2) ブロック審判講習会は、次により開催する。
 - ア 講師は、審判技術指導員を派遣する。
 - イ 補助講師は、開催ブロック及び最寄りの審判指導員が行う。
 - ウ 毎年度4月に、次のブロックにおいて開催することを原則とするが、必要に応じて変更及び複数開催もあり得る。

県北ブロック、中央ブロック、県央ブロック、胆江ブロック、磐井ブロック、沿岸南ブロック、沿岸中ブロック、沿岸北ブロック
 - エ 参加資格は、当年度登録審判員を前提とするが、初心者及び希望者についても参加を認めることもある。
- 12 各種大会審判員派遣の選考については、会長、理事長、事務局長、委員長で協議の上、決定する。

(平成27年3月 1日 一部改正)

(平成29年2月26日 一部改正)

(平成30年3月 4日 一部改正)

(平成31年2月24日 一部改正)